

改正案	現行
<p>(接続の請求を拒むことができる正当な理由)</p> <p>第六条 法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該特定供給者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物とを電氣的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。</p> <p>二 当該接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 虚偽の内容を含むものであること。</p> <p>ロ 法令の規定に違反する内容を含むものであること。</p> <p>ハ 損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかに該当する内容を含むものであること。</p> <p>(1) 接続請求電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること(第三号ト)に規定する場合を除く。)</p> <p>(2) 接続請求電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。</p> <p>三 当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項(第七号及び第九号に掲げる場合)にあつては、ホからチまでに掲げる事項)を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。</p> <p>イ 接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置(以</p>	<p>(接続の請求を拒むことができる正当な理由)</p> <p>第六条 法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該特定供給者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物とを電氣的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。</p> <p>二 当該接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 虚偽の内容を含むものであること。</p> <p>ロ 法令の規定に違反する内容を含むものであること。</p> <p>ハ 損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかに該当する内容を含むものであること。</p> <p>(1) 接続請求電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること(第三号ニ)に規定する場合を除く。)</p> <p>(2) 接続請求電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。</p> <p>三 当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項(第七号に掲げる場合)にあつては、ロからニに掲げる事項)を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。</p> <p>イ 接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置(以</p>

下「回避措置」という。)を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合(当該特定供給者が第二条第一号又は第二条に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあつては、当該接続請求電気事業者が回避措置を講じ、及び第三条第三号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制(蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。イからニまで、第六号及び第七号において同じ。)を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合)において、当該特定供給者(太陽光発電設備又は風力発電設備を用いる者に限る。イ及び第七号から第九号までにおいて同じ。)は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと(原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。)、当該抑制により生じた損害(太陽光発電設備に係る損害にあつては、年間三百六十時間を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限り、風力発電設備に係る損害にあつては、年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。)の補償を求めないこと(当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであることを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る

下「回避措置」という。)を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者(太陽光発電設備又は風力発電設備であつてその出力が五百キロワット以上のものを用いる者に限る。イ、第七号及び第八号において同じ。)は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと(原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。)、当該抑制により生じた損害(年間三十日を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。)の補償を求めないこと(当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであつたことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

。及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1) 当該接続請求電気事業者が所有する発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。）及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上の支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制（二に規定する認定発電設備の出力の抑制の指示に応じることが困難な場合を除く。）をいう。）、並びに水力発電設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

(2) 当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

ロ 接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（バイオマス発電設備（バイオマス専焼発電設備（ハに規定するバイオマス専焼発電設備をいう。）及び地域資源バイオマス発電設備（二に規定する地域資源バイオマス発電設備をいう。）を除く。ロにおいて同じ。）を用いる者に限る。ロにおいて同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い、当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当

(1) 当該接続請求電気事業者が所有する発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。）及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上の支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制をいう。）、並びに水力発電設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

(2) 当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

（新設）

該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回る  
と見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なもので  
あったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限  
る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行う  
こと。

ハ 接続請求電気事業者がイ(1)に掲げる措置（バイオマス発  
電設備に係る措置を除く。ハ及びニにおいて同じ。）を講  
じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該  
接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回る  
ことが見込まれる場合において、当該特定供給者（バイオ  
マス専焼発電設備（バイオマスのみを電気に変換する設備  
（ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を除く。）を  
いう。以下同じ。）を用いる者に限る。ハにおいて同じ。  
）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い、出力の抑制  
を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日  
までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバ  
イオマス専焼発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電  
設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われる  
ものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の  
補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定  
供給者に書面により、イ(1)に掲げる措置及びロに掲げる出  
力の抑制を行ったこと、イ(1)に掲げる措置を講じ、及びロ  
に掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電  
気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ  
合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったこと  
を、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び  
当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ニ 接続請求電気事業者がイ(1)に掲げる措置を講じ、並びに

（新設）

（新設）

ロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回るこ  
とが見込まれる場合において、当該特定供給者（地域資源  
バイオマス発電設備（第二条第十五号から第十九号までに  
掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資する  
ものに限る。）をいう。以下同じ。）を用いる者に限る。  
ニにおいて同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑  
制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約によ  
り、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難で  
ある場合を除き、当該接続請求電気事業者の指示に従い、  
出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制  
を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者  
が用いる地域資源バイオマス発電設備の出力も当該特定供  
給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている  
場合に行われるものである場合に限る。）、「当該抑制によ  
り生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事  
業者が当該特定供給者に書面により、イ(1)に掲げる措置並  
びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと、イ(1)に掲  
げる措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行  
ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量  
がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該  
指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅  
滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必  
要な体制の整備を行うこと。

ホ  
(1)又は(2)に掲げる場合（接続請求電気事業者の責めに帰  
すべき事由によらない場合に限る。）には、当該接続請求  
電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制  
を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が

ロ  
(1)又は(2)に掲げる場合（接続請求電気事業者の責めに帰  
すべき事由によらない場合に限る。）には、当該接続請求  
電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制  
を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が

、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合  
には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障  
を防止するための装置の作動により停止した場合

(2) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又  
は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保  
護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業  
者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した  
場合

へ (1)又は(2)に掲げる場合には、接続請求電気事業者の指示  
に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び当  
該接続請求電気事業者が、書面により当該指示を行った合  
理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害  
の補償を求めないこと。

(1) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常  
を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれ  
らの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理  
を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業  
者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は  
抑制する場合

ト (2) 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続  
先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要  
最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電  
気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

イからヘまで及び第七号ロにおいて出力の抑制により生  
じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場  
合において、当該接続請求電気事業者による当該特定供給  
者の認定発電設備の出力の抑制又は当該接続請求電気事業

、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合  
には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障  
を防止するための装置の作動により停止した場合

(2) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又  
は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保  
護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業  
者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した  
場合

ハ (1)又は(2)に掲げる場合には、接続請求電気事業者の指示  
に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び当  
該接続請求電気事業者が、書面により当該指示を行った合  
理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害  
の補償を求めないこと。

(1) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常  
を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれ  
らの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理  
を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業  
者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は  
抑制する場合

ニ (2) 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続  
先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要  
最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電  
気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

イからハ及び第七号ロにおいて出力の抑制により生じた  
損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合に  
おいて、接続請求電気事業者による特定供給者の認定発電  
設備の出力の抑制又は当該接続請求電気事業者による指示

者による指示に従って当該特定供給者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該特定供給者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めることができること、及び当該補償を求められた場合には当該接続請求電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じた場合であつて、当該特別の事情の発生が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合を除く。）。

チ 接続請求電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。

四 当該特定供給者が、次に掲げる事項について当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は当該特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ 当該特定供給者（当該特定供給者が法人である場合にあつては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ハ 当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管

に従って当該特定供給者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該特定供給者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めることができること、及び当該補償を求められた場合には当該接続請求電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じた場合であつて、当該特別の事情の発生が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合を除く。）。

（新設）

四 当該特定供給者が、次に掲げる事項について当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ 当該特定供給者（当該特定供給者が法人である場合にあつては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ハ 当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管

轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約の契約書の正本は日本語で作成すること。

二 当該特定供給者に係る認定（第七条、第八条第一項第一号から第九号まで、同条第二項、第十一条及び第十一条の二において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとする。

ホ 当該特定供給者が、当該接続に必要な第五条第一項各号に掲げる費用を当該接続に係る契約の締結後一月以内に支払わない場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとする。

ヘ 当該接続に係る契約において当該契約の締結後相当の期間内の期日として当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定の日を定めること、並びに当該特定供給者が特段の理由がないのに当該日を経過してもなお当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始しない場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとする。

五 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（次に掲げる措置を講じた場合に限る。）。

イ 当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合

ロ 当該接続請求電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所の

轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約の契約書の正本は日本語で作成すること。

二 当該特定供給者に係る認定（第七条、第八条第一項第一号から第九号まで、同条第二項、第十一条及び第十一条の二において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとする。

（新設）

（新設）

五 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（次に掲げる措置を講じた場合に限る。）。

イ 当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合

ロ 当該接続請求電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所の

うち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合

六 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、第三号イの規定により当該接続請求電気事業者が損害の補償をすることなく当該特定供給者に求めることができる認定発電設備の出力の抑制の上限までの出力の抑制を行ったとしてもなお、当該接続請求電気事業者が受け入れることができる合理的な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

七 当該特定供給者が、指定電気事業者（第三号イの規定により当該接続請求電気事業者が損害の補償をすることなく当該特定供給者に求めることができる当該種類の認定発電設備（経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備に限る。）の出力の抑制の上限（以下「特定上限」という。）を超えて出力の抑制を行わなければ当該再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなる）が見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。以下同じ。）が特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、当該指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合（第九号に掲げる場合

うち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合

六 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、年間三十日の第三号イに規定する認定発電設備の出力の抑制を行ったとしてもなお、当該接続請求電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

七 当該特定供給者が、指定電気事業者（年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなる）が見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。以下同じ。）が年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、当該指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合にあつては、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

を除く。)にあつては、当該認定発電設備の出力の抑制に關し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 当該指定電気事業者が回避措置を講じたとしてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合(当該特定供給者が第二条第一号又は第二条に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあつては、当該指定電気事業者が回避措置を講じ、及び第二条第三号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制を行つたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合)において、当該特定供給者は、当該指定電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと(当該接続請求電気事業者が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。)

ロ 当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこと(当該指定電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもおお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであつたことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)

ハ 当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

## 九|八

(略)

指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合(特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追

イ 当該指定電気事業者が回避措置を講じたとしてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者は、当該指定電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと(原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。)

ロ 当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこと(当該指定電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもおお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであつたことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)

ハ 当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

## 八

(略)

(新設)

加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなつた後に、需要の増加その他の事情の変化により追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることが可能となつた場合に限る。）にあつては、当該特定供給者が、経済産業大臣が指定電気事業者ごとに定める条件に従わないこと。

2 接続請求電気事業者は、前項第三号イからニまで及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならぬ。

3 接続請求電気事業者は、第一項第三号イからニまで及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行つた出力の合計を公表しなければならぬ。

4 指定電気事業者は、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を公表しなければならぬ。

(認定基準)

第八条 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）であるときは、次のイからハまでに掲げる種類に応じ、当該イからハまで

2 接続請求電気事業者は、前項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならぬ。

3 接続請求電気事業者は、第一項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行つた出力の合計を公表しなければならぬ。

4 指定電気事業者は、法第五条第一項による接続の請求をしようとし、又は請求をした者から求めがあつた場合には、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を当該者に対し提供しなければならぬ。

(認定基準)

第八条 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）であるときは、次のイからハまでに掲げる種類に応じ、当該イからハまで

に定める変換効率（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この号、第六号及び第八号において「日本工業規格」という。）C八九六〇において定められた真性変換効率であつて、完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率をいう。第十條第一項第二号において同じ。）以上の性能を有する太陽電池を利用するものであること。

イ 単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池  
十三・五%

ロ 薄膜半導体を用いた太陽電池 七・〇%

ハ 化合物半導体を用いた太陽電池 八・〇%

六十三（略）

2 法第六條第一項第二号の經濟産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一（三）（略）

（輕微な変更）

第十條 法第六條第四項の經濟産業省令で定める輕微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一（略）

二 認定発電設備（第二條第一号から第三号までに掲げる設備に限る。）に係る太陽電池について、当該太陽電池の製造の事業を行う者、種類、変換効率又は型式番号の変更

三 認定発電設備の出力の変更

四 認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更

五 認定発電設備（第二條第一号及び第二号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更

に定める変換効率（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この号、第六号及び第八号において「日本工業規格」という。）C八九六〇において定められた真性変換効率であつて、完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率をいう。）以上の性能を有する太陽電池を利用するものであること。

イ 単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池  
十三・五%

ロ 薄膜半導体を用いた太陽電池 七・〇%

ハ 化合物半導体を用いた太陽電池 八・〇%

六十三（略）

2 法第六條第一項第二号の經濟産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一（三）（略）

（輕微な変更）

第十條 法第六條第四項の經濟産業省令で定める輕微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一（略）

（新設）

二 認定発電設備の大幅な出力の変更

三 認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更

四 認定発電設備（第二條第一号及び第二号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更

六 認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更

七 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更

(認定発電設備の設置に要する費用の内容及び当該設備の運転に要する費用の内容の報告)

第十二条 (略)

2 認定発電設備を用いて発電する者は、毎年度一回、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該認定発電設備が第二条第一号又は第二号に掲げる設備であるときは、経済産業大臣が報告を求めた場合に限る。

(回避可能費用の算定方法等)

第十六条 (略)

2 電気事業者は、電気事業法第十九条第一項の規定に基づく認可を受けたとき及び同条第四項及び第七項に基づく届出を行ったときは、回避可能費用単価の算定に必要な事項について様式第八により経済産業大臣に届け出なければならない。

(納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出)

第十九条 (略)

2 電気事業者は、法第十二条第三項の規定に基づき、毎年度、前項第一号に規定する事項については様式第九により当該年度の六月一日までに、前項第二号から第五号までに規定する事項については様式第十により当該年度の一月末日までに経済産業

五 認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更

六 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更

(認定発電設備の設置に要する費用の内容及び当該設備の運転に要する費用の内容の報告)

第十二条 (略)

2 認定発電設備を用いて発電する者は、毎年度一回、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を経済産業大臣に報告しなければならない。

(回避可能費用の算定方法)

第十六条 (略)

(新設)

(納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出)

第十九条 (略)

2 電気事業者は、法第十二条第三項の規定に基づき、毎年度、前項第一号に規定する事項については様式第八により当該年度の六月一日までに、前項第二号から第五号までに規定する事項については様式第九により当該年度の一月末日までに経済産業

大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

(賦課金に係る特例の認定)

第二十一条 法第十七条第一項の認定の申請は、様式第十一による申請書を提出して行わなければならない。

2～4 (略)

5 法第十七条第一項の認定の申請は、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日から十一月末日までの間に行うものとする。ただし、第二項第三号に掲げる書類については、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十二月末日までに提出を行うことができる。

(立入検査の証明書)

第二十四条 法第四十条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。

2 法第四十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十三によるものとする。

大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

(賦課金に係る特例の認定)

第二十一条 法第十七条第一項の認定の申請は、様式第十による申請書を提出して行わなければならない。

2～4 (略)

5 法第十七条第一項の認定の申請は、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日から十一月末日までの間に行うものとする。

(立入検査の証明書)

第二十四条 法第四十条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

2 法第四十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。

○平成二十四年経済産業省告示第百三十九号（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（認定発電設備の大幅な出力の変更（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）の認定に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>3 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定</p>	<p>2 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（<u>施行規則第十条第一項第二号</u>（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）<u>に掲げる変更に限る。</u>）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。以下同じ。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>3 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い</p>

する変更の認定（認定発電設備の出力の変更であつて、当該変更が十キロワット以上かつ当該認定発電設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあつては、当該変更の認定。ただし、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる設備であつて、平成二十七年二月十五日から平成二十七年三月三十一日まで

の間において、法第六条第四項に規定する変更の認定（施行規則第十条第一項第二号に掲げる変更（施行規則第二条第三号に掲げる設備について、太陽電池の、製造の事業を行う者若しくは種類の変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）又は変換効率を引き下げる変更に限る。）又は施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該認定発電設備の出力の二十パーセント未満である場合）

施行規則第二条第一号又は第二号に掲げる設備についてその出力の変更後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該電気事業者による接続の検討の結果出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあつては、当該変更の認定。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下

方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

表 欄に掲げるとおりとする。  
(略)

表  
(略)